

中央労働委員会
会長 岩村 正彦 様

令和2年（不再）第22号 守口市学童保育不当労働行為事件

㈱共立メンテナンスによる団体交渉拒否の「不当労働行為」に対して 再審査申立てを棄却し、救済命令を求める要請書

守口市学童保育指導員労働組合の要求を無視し、団体交渉に応じなかった㈱共立メンテナンスに対し、令和2年4月20日付で大阪府労働委員会は、「被申立人は、申立人からの平成31年4月1日付け要求書、令和元年5月23日付け要求書及び人事異動についての同年7月25日付け要求書に係る団体交渉申入れに応じなければならない」・「被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に下記の文書と同文を明瞭に記載して、被申立人関西支店及び守口営業所の従業員の見やすい場所に2週間掲示しなければならない」とする命令書を出しました。

㈱共立メンテナンスは、この大阪府労働委員会の期日である、2019年10月17日の第1回期日は出席したものの、続く12月9日の第2回期日、2020年1月30日の第3回期日、2月26日の第4回期日について、日程調整をして決めたにも関わらず、期日の直前に連絡を行い欠席するという態度をとり続けて、最終陳述書も提出していません。

㈱共立メンテナンスの主張は、「守口市学童保育指導員労働組合が適法な労働組合である証明がなされたあとに答弁する」ことだけでした。この点について、大阪府労働委員会の命令書は「労働組合法第5条第1項及び労働委員会規則第22条は、……団交に先立ち、労働組合は、使用者に対し、組合規約が労働組合法第5条第2項の規定に適合していることを立証しなければならないと定めているものではない」、「仮に、組合規約の労働組合法の規定に適合していない点があったとしても、このことをもって団交に応じない正当な理由とすることはできない」とし、また、㈱共立メンテナンスの対応は「団交開催の引き延ばしを図るために、組合規約に不備があるとの主張をしていたと判断せざるをえない」と明確に判断しました。

このような労働組合に対する権利侵害は、日本国憲法が保障する団結権明白な侵害であり、断じて認めることはできません。また、㈱共立メンテナンスは、2020年3月末、12名という大量の組合員を雇止めし、組合への攻撃を強めています。再審査申立ての審理が長期化すれば、その間に更に組合は弱体化させられ、正常な労使関係を構築することが出来なくなってしまいます。

貴委員会におかれましては、㈱共立メンテナンスによる不当労働行為を許さず、迅速な審理のうえ、早期に再審査申立てを棄却して、労働組合に対する救済を図られますよう要請します。

住 所

団 体 名

代表者名

【事務局団体】

大阪自治労連 〒530-0041 大阪市北区天神橋一丁目13番15号 大阪グリーン会館4階

【取扱団体】